



第 106 号

志部 淳之介
KCCN 事務局
弁護士

「消費者契約法が改正されました」

みなさん、令和4年5月と12月に消費者契約法が改正されました。

1 5月改正の概要(主な改正のみのご紹介)

(1) 取消権の追加

5月の改正では、①勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行して勧誘を行うケースや、②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害して望まない契約をさせるケース等が取消の対象となりました。

残念ながら、消費者団体が求めていた、判断能力が低下した高齢者のための取消権や、若者の消費者被害を救済するための、心理状態に着目した取消権等については、十分な改正が実現しませんでした。

(2) 努力義務規定の追加

次に、努力義務(法的な制裁はない)規定ではありますが、①契約を解除する時に、解除に関して必要な情報を提供すべきという義務や、②解約料の算定根拠の概要を説明すべき義務に関する規定が追加されました。

努力義務の規定とはいえ、ルールに違反して、きちんと説明をしない事業者については、不法行為に基づく損害賠償等で、違法の評価を受けやすいと言えるでしょう。

昨今、コロナ禍で、イベントや宿泊、旅行等のキャンセルに関する相談を受けることが増えました。新たなルールによると、事業者は、キャンセル料をとる場合には、予め、根拠や金額の説明ができるように準備しておかなければなりません。

また、インターネットでサブスクでの買い物が増えてきました。ところが、解約したいと思っても、なかなか解約の頁が見つからない、見つかっても、色々な条件を出されて、結局やり方がわからない、といったトラブルが起きています。新たなルールによると、事業者は、解約に関して必要な情報を提供しなければなりません。消費者から問い合わせがあれば、事業者はすみやかに、わかりやすく、解約できる方法を説明することが必要です。

(3) まとめ

5月改正は、消費者トラブルの防止や救済のために十分なものとはいえませんが(これについては、KCCNも令和4年4月15日付で意見書を出していますので、ご参照ください)、改正された規定をうまく機能させ、トラブルを防止できればと思います。

(次のページに続く)

2 12月改正の概要

12月改正では、いわゆる旧統一協会問題に対応するため、消費者契約法の規定のうち、いわゆる靈感商法の取消権の規定に限って要件が緩和されました。具体的には、消費者本人だけでなく、親族に災いが降りかかるなどといった勧誘した場合等も含まれるようになりました。また、取消権の短期の行使期間が1年から3年に、長期が10年に延びました。

取り消せる場合の要件の緩和は十分ではなく、他の不当勧誘の取消権の行使期間は変わらないまま、など課題は残りましたが、検討会の立ち上げから、わずか2、3か月での立法という速度は異例であり、被害救済に向けて一歩前進というところかと思えます。

KCCNでは今後も時代の最先端の感覚で、消費者の権利、利益を害する事業者の活動について、鋭く指摘していきます。みなさんのご支援、ご協力を引き続きお願いします。

(2023年2月)